

第 1 章

計画の策定にあたって

—

1 計画策定の背景と趣旨

近年、急速な少子高齢化・核家族化の進展を背景に、こどもを取り巻く環境が変化する中、社会全体でこどもの健やかな育ちと子育てを支えることが重要となっています。また、ヤングケアラーや不登校・いじめ・ひきこもり・貧困等、悩みがあっても相談しない・できない、居心地がよいと感じる場所がないなど、生きづらさを抱えるこども・若者の課題は複雑化・多様化しています。

本市では、子育てを地域全体で支援していくことを目指し、待機児童の解消、質の高い幼児教育・保育の総合的な提供、地域におけるこども・子育て支援の充実を図ることとして、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした、第2期八千代市子ども・子育て支援事業計画を策定し、取組を推進してきました。

国では、令和5年4月にこども基本法が施行され、同年12月にこども施策を総合的に推進するための「こども大綱」、少子化や人口減少を反転させるための「こども未来戦略」が策定されるなど、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組は、最優先で取り組むべき重要事項の一つとなっています。また、こども基本法において、市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、市町村におけるこども施策についての計画（以下「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとされました。

こうした中、国や千葉県の動向に的確に対応するとともに、社会情勢の様々な変化により、複雑化・多様化している課題に対し、あらゆる分野から横断的にこども・若者施策を推進する必要があります。様々なニーズに合わせた質の高いこども・子育て支援サービスの提供や、こども・若者が将来への夢や希望を描きながら成長できる環境を構築するため、令和7年度を始期とする次期計画の策定に当たっては、八千代市こども計画を新たに策定します。



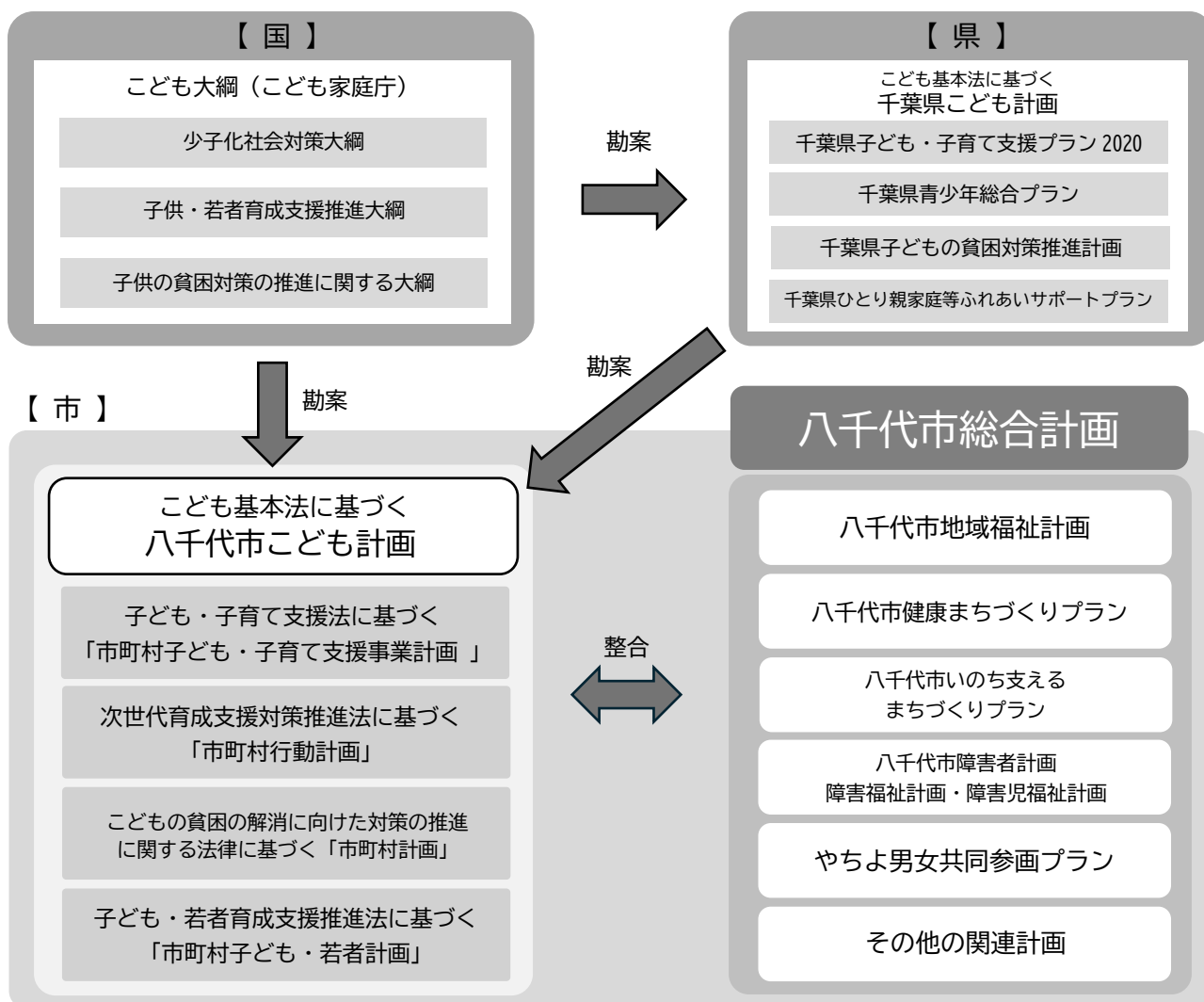
2 計画の位置づけ

こども大綱は、これまで個別に策定されてきた「少子化社会対策基本法」「子ども・若者育成支援推進法」「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく既存の3つのこどもに関する大綱と一体的に策定されました。

こども基本法において、市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を定めるよう努めるものとされています。また、市町村こども計画は、各種法令の規定により市町村が策定する計画であって、こども施策に関する事項を定めるものと一体として策定することが可能とされています。

本市では、関連する計画を一体とすることで、ライフステージに応じた切れ目のない支援の円滑な実施や、市民のわかりやすさの向上等の効果が見込まれることから、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」を包含した一体的な計画として新たに八千代市こども計画を策定します。

さらに、八千代市のまちづくりの方向性を示した「八千代市総合計画」のめざす将来都市像である「人がつながり 未来につなぐ 緑豊かな 笑顔あふれるまち やちよ」を上位計画として、関連計画等と整合を図ります。



3 計画の期間

八千代市こども計画に包含する計画の内、「市町村子ども・子育て支援事業計画」、「市町村行動計画」の計画期間は、各法律（子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法）において5年と定められているため、八千代市こども計画は、令和7年度から令和11年度の5年間の計画期間とします。

また、中間年を目安として、必要に応じて計画の見直しを行います。

(年度)

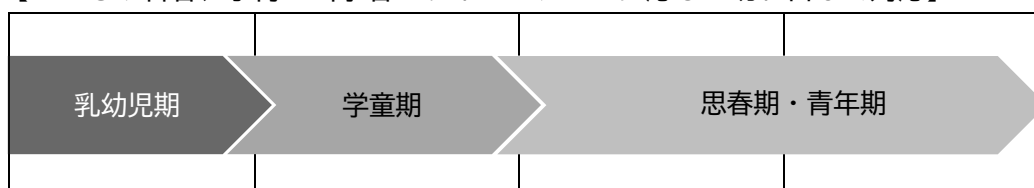
R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
八千代市こども計画				
		(見直し)		

4 計画の対象

こども基本法において「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義されています。本計画においての対象は、乳幼児期を経て青年期に至るまでの、おおむね30歳未満までの者としてします。ただし、施策に応じて対象となる年齢に幅を持たせます。

それぞれのこども・若者の状況に応じて必要な支援が、義務教育の開始・終了年齢や、成年年齢である18歳、20歳といった特定の年齢で途切れることなく行われ、乳幼児期から学童期・思春期・青年期を経て成人期への移行期にある若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを、社会全体で切れ目なく支えられるよう関係機関と連携しながら、柔軟な対応を行うこととします。

【こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応】



こども基本法の基本理念として、すべてのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」表記としています。本計画においても、法令に根拠がある語を用いる場合や固有名詞を用いる場合等を除き、原則「こども」を用いることとします。